

大仙市市有地条件付一般競争入札公告

令和7年5月29日

大仙市長 老松 博行

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

1 入札に付する物件の所在地、面積、予定価格等

物件番号：土地1-1 旧中仙公民館清水分館

所在地	地目	面積（㎡）
大仙市清水字上大蔵 126 番 6	宅地	1,615.70
大仙市清水字上大蔵 126 番 30	宅地	13.54
大仙市清水字上大蔵 126 番 31	宅地	13.42
大仙市清水字上大蔵 129 番 15	宅地	213.71
合計		1,856.37

<解体撤去が条件となる建物>

名称	構造等	建築年	延床面積（㎡）
旧清水分館	木造平家建	昭和39年	319.97
旧コミュニティセンター	木造2階建	昭和50年	422.83
旧コミュニティセンター体育館	鉄骨造平家建	昭和51年	349.44
合計			1,092.24

予定価格 ： **－22,720,000円**

※予定価格とは、あらかじめ大仙市が定めた最低売却価格をいう。

※本入札は、建物解体条件を付した一般競争入札とする。

2 建物等の解体及び撤去

- （1）解体撤去が条件となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）を本契約締結の日から原則1年以内に落札者の責任において解体撤去を行うものとする。これに要する一切の費用は落札者の負担とする。
- （2）建物等の範囲は、地表以上に存在する建物等及びその他埋設物とする。
- （3）土地売買契約の場合は引き渡しの日から、土地譲渡仮契約の場合は土地譲渡契約の締結日（議決日）から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとする。
- （4）落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に大仙市に報告するものとする。また、解体撤去が完了したときは、大仙市に完了報告書を提出することとし、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行うものとする。
- （5）建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等に迷惑とならないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策等、十分な対策の上で行うものとする。
- （6）解体撤去にあたっては、児童等や車両の妨げにならないように対策し、安全確保を行うものとする。
- （7）落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに

第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。

- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。
- (9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うものとする。

3 用途制限

- (1) 落札者は、物件を利用するに当たって、土地売買契約締結の日又は土地譲渡契約締結の日から10年間は、次の用途に供してはならない。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用途
 - ウ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
 - エ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途
- (2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、（1）の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。
- (3) 落札者は、（2）の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、（1）の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければならない。
- (4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して（1）の義務を履行させなければならない。

4 所有権移転等の制限

落札者は、建物等の解体撤去が確認されるまでは、物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。

5 入札参加資格

- (1) 法人の場合：秋田県内に事業所等を有する法人
個人の場合：秋田県内に住民基本台帳登録又は外国人登録されている個人
- (2) 次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。
 - ① 未成年者
 - ② 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 大仙市税、公共料金等の滞納がある者
 - ⑤ 大仙市建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止または、指名差し控えの措置を受けている者
 - ⑥ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされた者を除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑦ 役員又は経営に事実上参加している者が集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる事業者
 - ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者

6 入札募集要領等

大仙市ホームページからダウンロードすることができる。

窓口での配布については、下記に事前連絡することで入札募集要領等の配布を受けることができる。
事前連絡先) 大仙市役所 総務部財産活用課 0187-63-1111 (内線232)

7 入札参加申込

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に大仙市総務部財産活用課に市有地条件付一般競争入札募集要領に示す入札参加申込書類を提出すること。

- (1) 受付期間 令和7年6月19日(木) から令和7年6月27日(金) まで(土, 日, 祝日除く)
- (2) 提出先 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所大曲庁舎2階 総務部 財産活用課
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

8 入札保証金

大仙市財務規則第102条第1項及び第2項により金360,000円を納付すること。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、5の(2)①から⑧までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。また、提出された申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。

10 入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受付ける。

- (1) 入札期間 令和7年7月1日(火) から令和7年7月10日(木) まで【必着】
- (2) 郵便型入札とし、郵送方法は一般書留又は簡易書留とする。
- (3) 送付先

〒014-8601

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所総務部財産活用課行

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札資格の確認について虚偽の申請を行った者並びに市有地条件付一般競争入札募集要領に示す無効な入札に該当する入札は無効とする。

12 落札者の決定

開札後、予定価格以上で入札をした者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

13 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年7月11日(金) 午後2時
- (2) 場所 大仙市役所 大曲庁舎2階 総務部財産活用課 (開札の立ち会いはできない。)

※最高価格での入札者が2人以上あるときのくじ引きは下記の日時で行うものとする。

日時 令和7年7月14日(月) 午前11時

場所 大仙市役所 大曲庁舎2階 総務部財産活用課

14 契約保証金

大仙市財務規則第121条第1項及び第2項により金720,000円を納付すること。

15 契約の締結

契約の締結は、令和7年7月18日（金）までに行うものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあつては、令和7年7月18日（金）までに仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行する。

16 その他

この公告に定めるもののほか、本市有地売却に係る入札・契約手続きについては、市有地条件付一般競争入札募集要領の定めるところによる。

17 問合せ先

大仙市総務部財産活用課

電話（代表）0187-63-1111 内線232